告 示

埼玉県告示第六百五十号

そ あ 法 の要旨を次のとおり告示する。 るため、 第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不分明で 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同 同法第百八十九条の規定により、 当該通知の内容を飯能市役所に掲示し

平成二十九年五月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 所在が不分明な者の氏名 (又は名称)

野 町 西 市 勝藏、 川晴夫、 浅見武 浦十郎、 峰菊藏、 文吉、 田 照幾久、 有限会社株商、 大野勇吉、 __ 大野健一、 西榮、 小峰ヒサ子、島田忠太郎、清水弘行、鈴木昇、 岩 町 田勘四 '田正嗣、 木登雪雄、 平沼徳三郎、 大野喜次郎、 郎、 横瀨仁太郎、 大野庄三、 水野靜子、 石田貫一郎、 岩田好一、 平沼文吉、 大野崇、 大野和十郎、 清水倉雄、 水野恵子、 岩田半吾、 島田清、 大野多吉、 毛利庄蔵、森田芳夫、 淺見丹治 石井茂樹、 加藤文藏、 齋藤長雄、 岩田光、 大野常太郎、 石田 岩田左住、 鈴木辨次郎、 金子丑太郎、 嶋 田 登代 雄、 山崎秀夫、 大野福次郎、大 子、 石 田村三、 金子榮藏、 西市太郎、 田 中村彦吉 新太 郎 山田 大

一通知の要旨

1 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の 通 知 があ 0

口 に 九 0 変更に係 年二月 V て 七日付 る保 によること。 安林 埼 玉県告示第百八十六号 \mathcal{O} 所在 場所及 び変更後 \mathcal{O} (保安林の指定施業要件 指定施業要件に 9 11 7 は \mathcal{O} 変更予定 平成二